

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年8月29日(2013.8.29)

【公開番号】特開2012-40050(P2012-40050A)

【公開日】平成24年3月1日(2012.3.1)

【年通号数】公開・登録公報2012-009

【出願番号】特願2010-181172(P2010-181172)

【国際特許分類】

A 6 1 M 29/02 (2006.01)

A 6 1 L 31/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 29/02

A 6 1 L 31/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月11日(2013.7.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

生体の管腔内に留置される半径方向に拡張可能な筒形状であって、円筒仮想表面に形成された主ステント要素から成り、このステント要素はニッケルまたはニッケル／コバルト合金より高い疲労強度を有する合金から作製されたことを特徴とするステント。

【請求項2】

前記ステント要素の疲労強度は、前記ニッケルまたはニッケル／コバルト合金の1.5倍以上の強度を有する合金である請求項1に記載のステント。

【請求項3】

前記ステント要素は、金、銀、銅、ニッケル、コバルト、パラジウムのいずれかを含む電鋳合金である請求項1または請求項2に記載のステント。

【請求項4】

前記ステント要素は、硫酸塩、塩化物、アンモニア錯塩、シアン錯塩、スルファミン塩、次亜りん酸塩、ピロリン酸塩、酒石酸塩、EDTAのいずれかの化合物を添加して、金、銀、銅、ニッケル、コバルト、パラジウムのいずれかを含む合金を用いて電鋳で作製されている請求項3に記載のステント。

【請求項5】

前記ステント要素は、金を主構成成分とし、銀、銅、ニッケル、コバルト、パラジウムから選ばれた少なくとも1つ以上の合金を用いて、電鋳で作製されている請求項3または請求項4に記載のステント。

【請求項6】

前記ステント要素は、パラジウムを主構成成分とし、金、銀、銅、ニッケル、コバルトから選ばれた少なくとも1つ以上の合金を用いて、電鋳で作製されている請求項3または請求項4に記載のステント。

【請求項7】

前記ステント要素は、筒形状に形成するための接合部を有している請求項1ないし請求項6のいずれか1項に記載のステント。

【請求項8】

前記ステント要素は、前記接合部が電着により接合される請求項7に記載のステント。

【請求項9】

前記ステント要素は、複数のセルとこのセル同士を連結する連結部からなり、セルの線径が10～50μm、連結部の線径が5～20μmである請求項1ないし請求項8のいずれか1項に記載のステント。

【手続補正2】

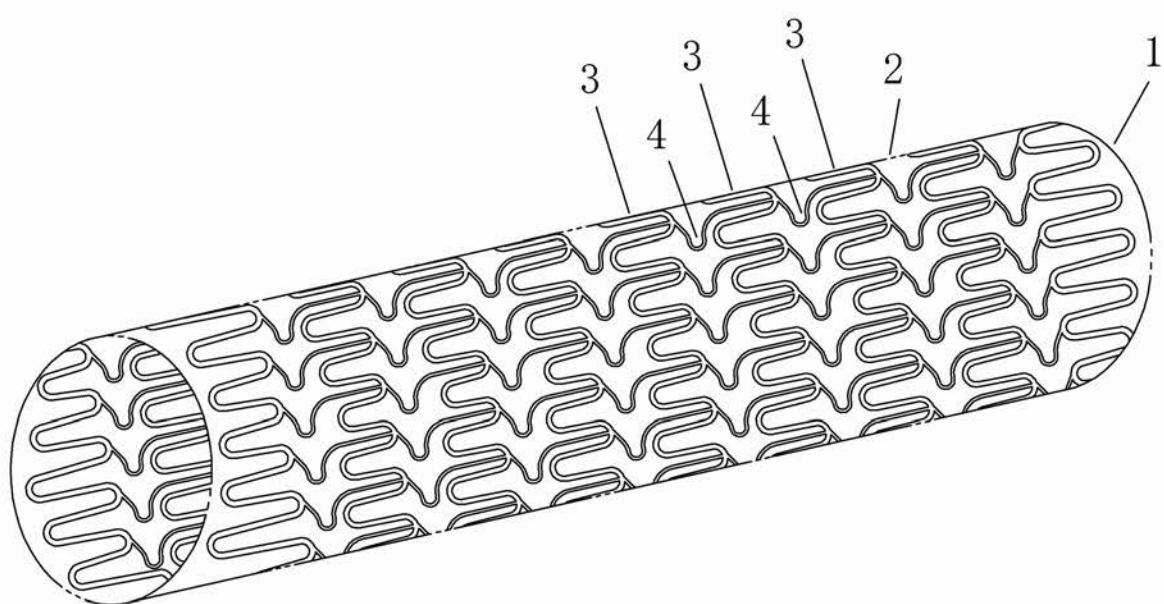
【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】全図

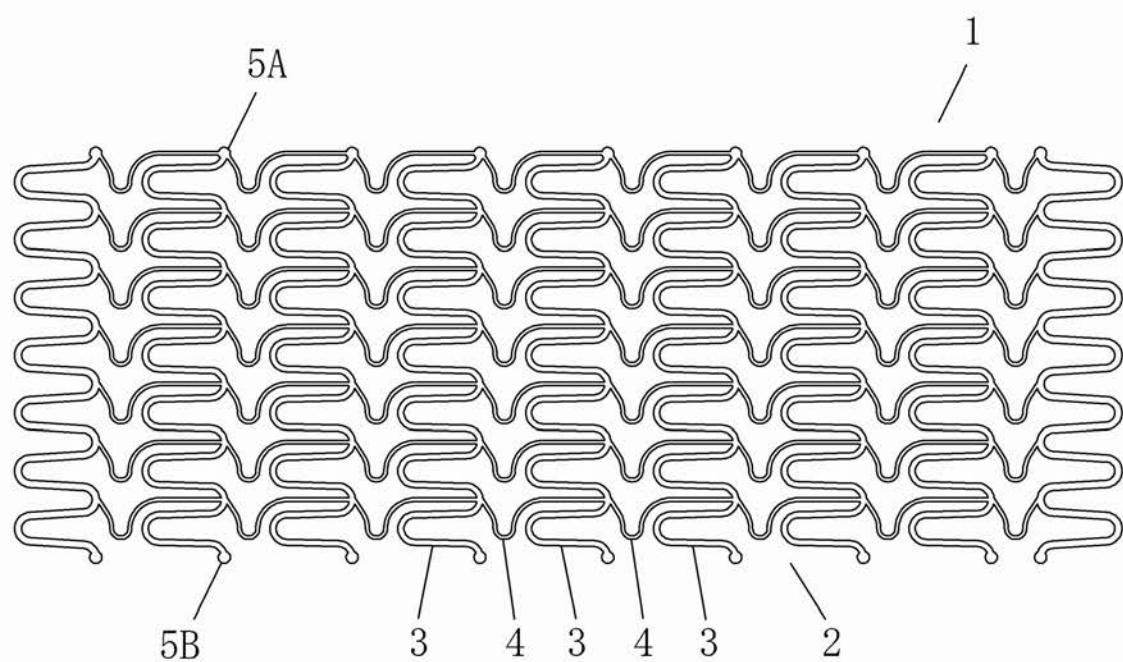
【補正方法】変更

【補正の内容】

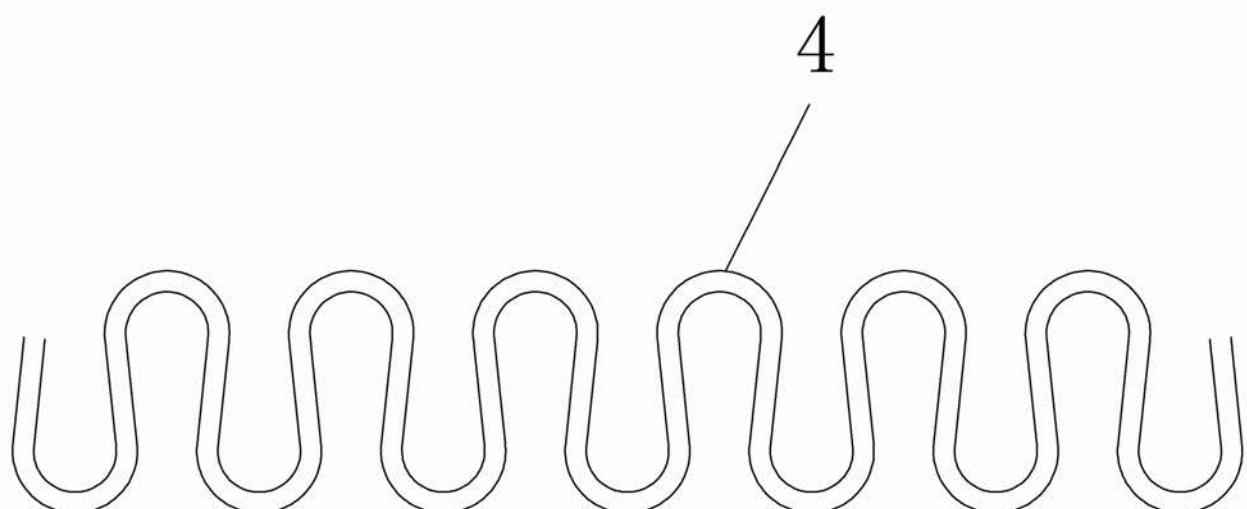
【図1】



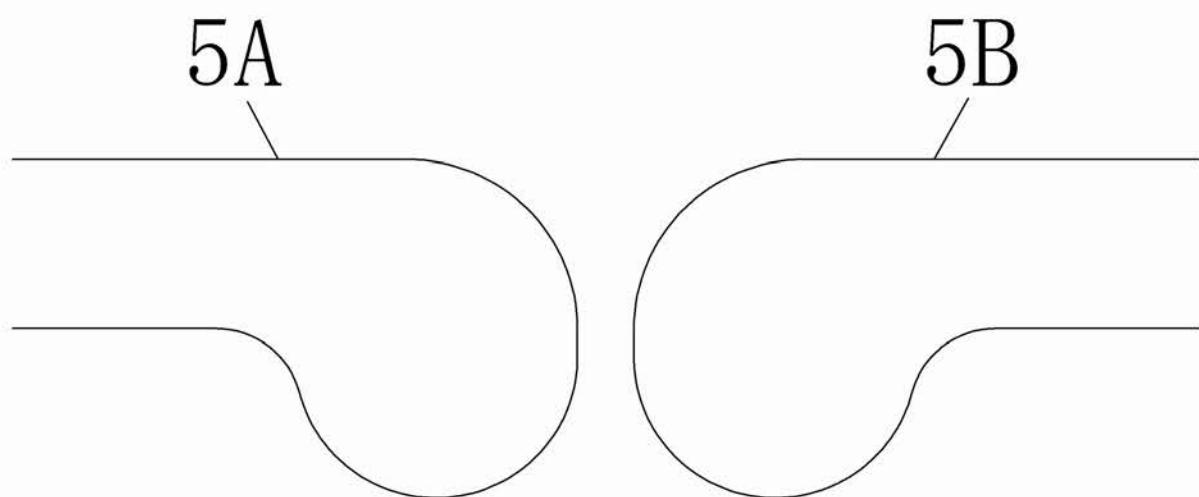
【図2】



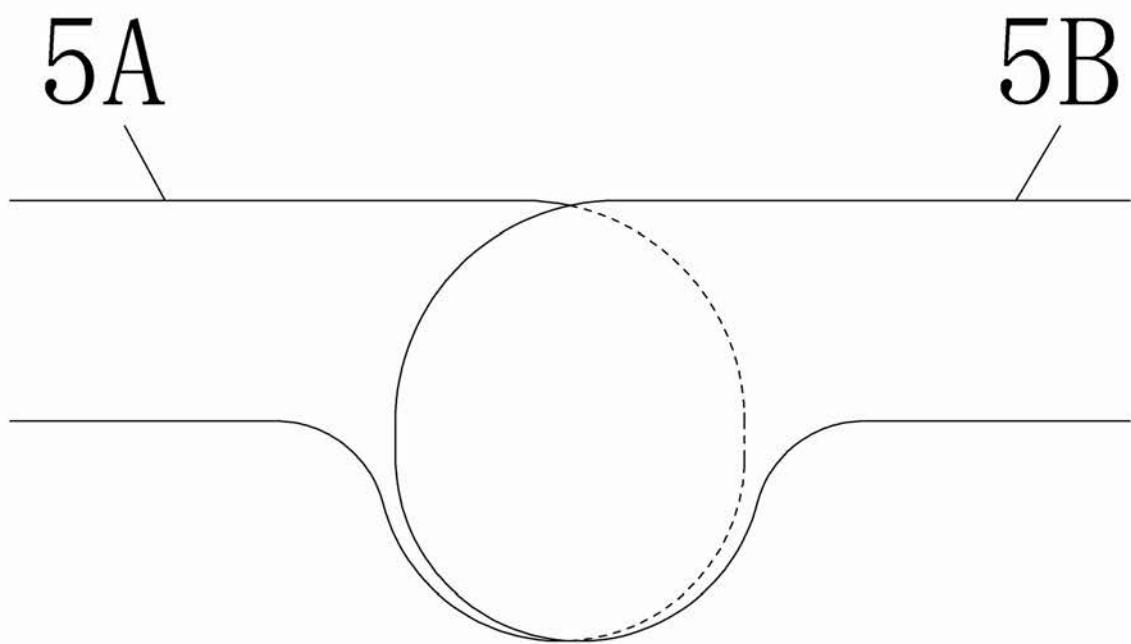
【図3】



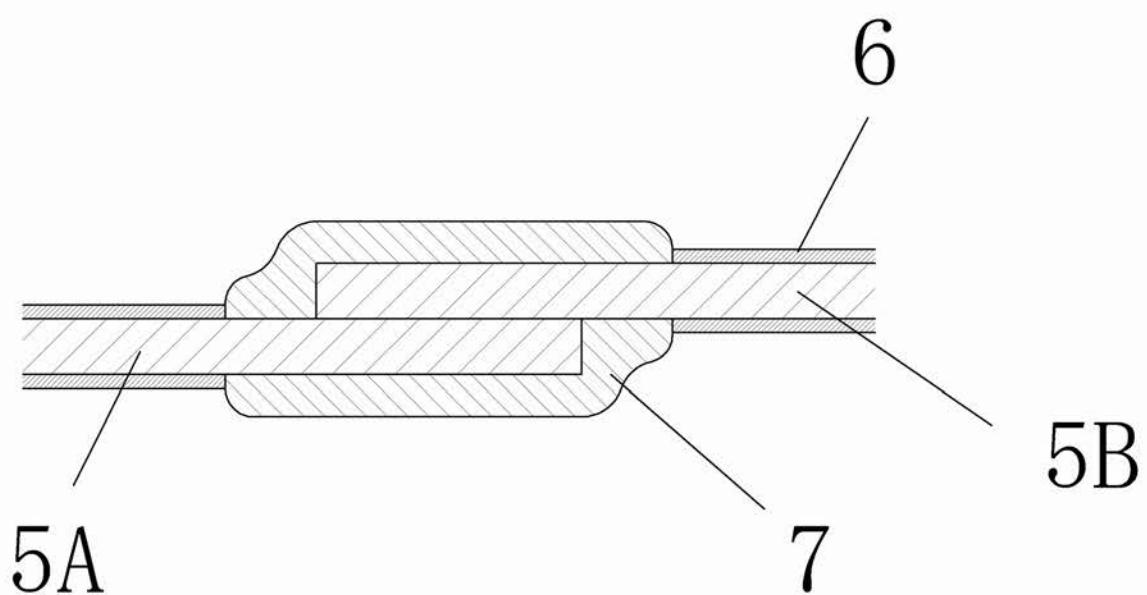
【図 4 A】



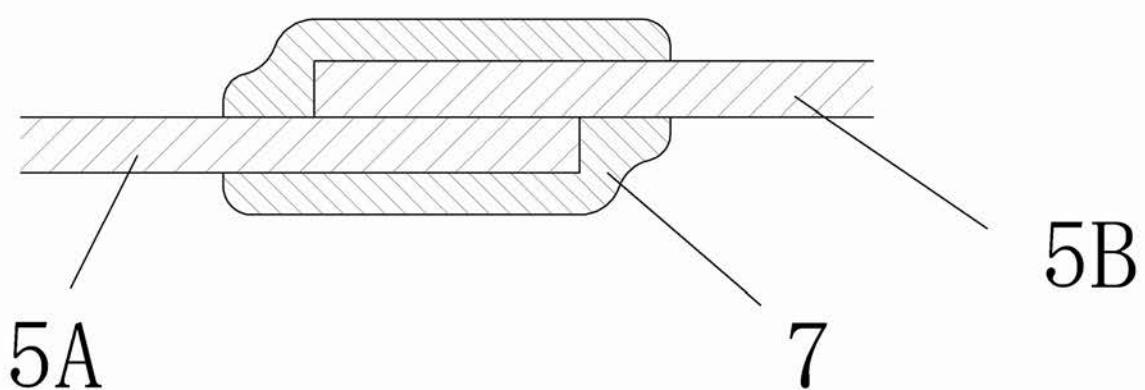
【図 4 B】



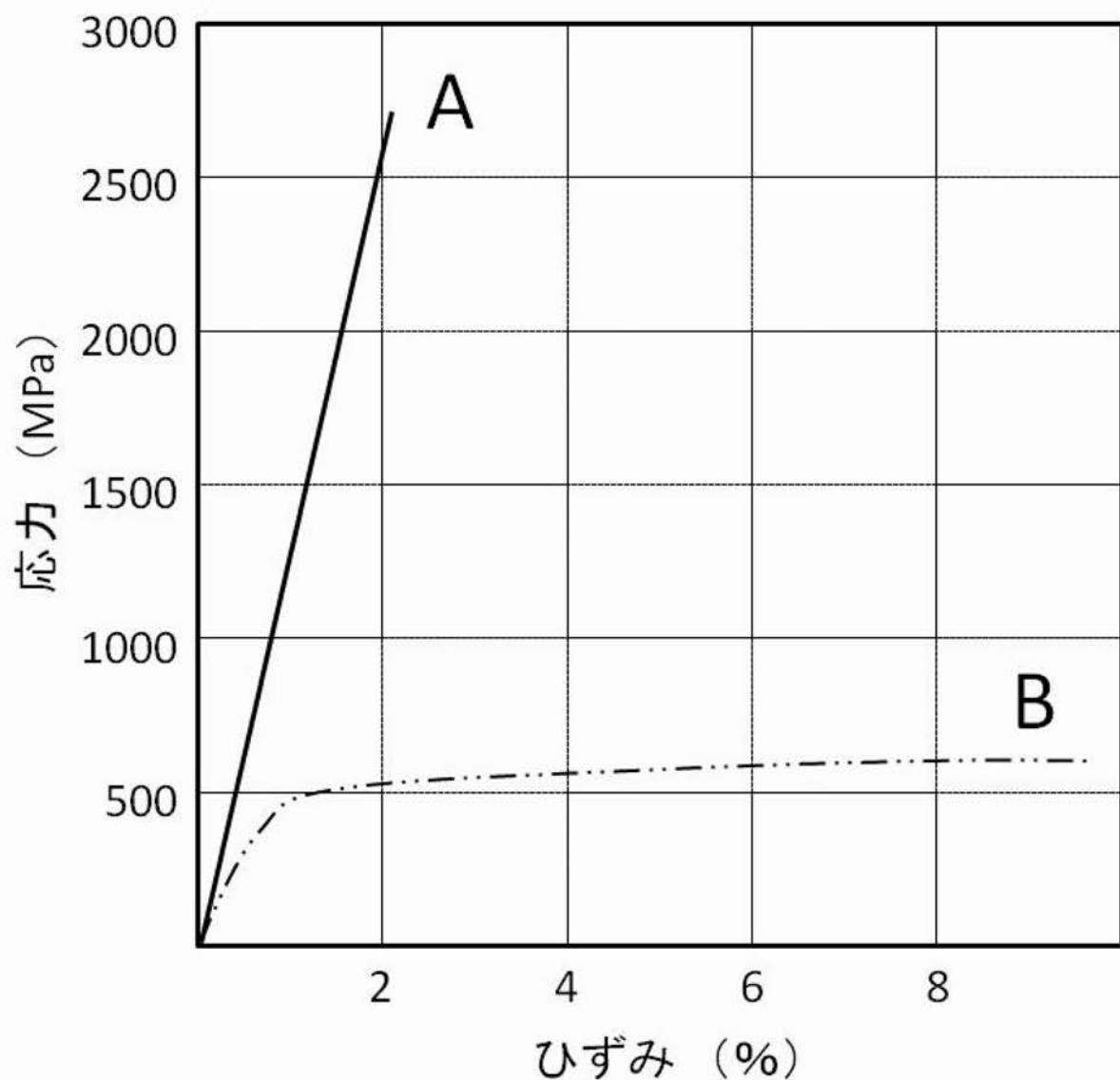
【図4C】



【図4D】



【図5】



【図6】

